

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三農村振興課の部6の項に次のように加える。

4 農業委員会ネットワーク機構の指定（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第31条第2項）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県告示第三十四号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができ
る個人情報（指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表中

非常勤職員（地域づく り推進スタッフ）採用 試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	各県民局地域 政策部
--------------------------------	----------	-----------------	---------------

を

非常勤職員（地域づく り推進スタッフ）採用 試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	各県民局地域 政策部
非常勤職員（岡南飛行 場管理事務支援嘱託 員）採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	岡南飛行場管 理事務所

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

岡山県告示第三十五号

平成二十八年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類 情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前の事業年度における売上高
ロ 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額

ハ 直前決算における流動比率

ニ 申請時における従業員数

ホ 申請時までの営業年数

ヘ ISO審査登録等に関する事項

ト 男女共同参画の推進状況

チ 障害者雇用の状況

リ 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

又 申請時の経済産業省認定情報処理技術者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

る。

3 資格審査の結果の通知

1 及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

イ 申請書

ロ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

ハ 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。）（県に納税の義務がある者に限り。）

ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限り。）ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあって

は当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書へ 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三箇月以内における営業の事実を証する書類）

ト 印鑑登録証明書

チ 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

リ 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
又 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
ル その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十八年二月一日から同月二十二日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

5 提出方法

イ 持参の場合

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に
4の提出場所に提出すること。

□ 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、
2の交付場所において交付する。

□ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに二百五十円分の切手を貼ったA4サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十八年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十年一月中に行う予定の平成三十年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課（電話 〇八六
・二二六・七二六四）

岡山県告示第三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社サンヨージーズ

住 所 広島県廿日市市友田96番地2

氏 名 代表取締役社長 井尻 正始

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社サンヨージーズ笠岡工場

所在地 笠岡市みの越13番地

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

(3) 特定施設に関する事項

区		分	変 更 前		変 更 後	
種		類	66の5 弁当製造業の用に供する 厨房施設		同左	
能		力	80,000食 / 日		271,000食 / 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後約 7 箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに		
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続15時間		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区	分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)		215	280	275	350
	p H		3.5～8.6	3.5～8.6	同左	
	B O D (mg / ℓ)		2,000	2,500		
	C O D (mg / ℓ)		500	600		
	S S (mg / ℓ)		1,000	1,500		
	油 分 (mg / ℓ)		500	500		
	T - N (mg / ℓ)		30	60		
	T - P (mg / ℓ)		20	30		
	大腸菌群数 (個 / cm ³)					

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		排水処理設備No. 1 + No. 2				排水処理設備No. 1 + No. 2 + No. 3			
種 類		排水処理・再利用水設備				排水処理・再利用水設備 + 排水処理設備			
構 造		コンクリート製				同左			
主 要 寸 法		No. 1 : 36.9m × 10m × 7 m + 7 m × 4 m No. 2 : 12m × 10.8m × 5 m				No. 1 : 44.7m × 13.3m × 14m No. 2 : 11.3m × 10m × 5 m No. 3 : 29.5m × 7.5m × 7.8m			
能 力		280m³ / 日				350m³ / 日			
処 理 の 方 法		No. 1 : 加圧浮上 + 脱窒 + ばっ気 + 硝化 + 沈殿 + 凝集沈殿, 膜分離 + ろ過活性炭 No. 2 : ばっ気 + 硝化 + 膜分離 No. 3 : 加圧浮上 + 脱窒 + ばっ気 + 硝化 + 生物膜 + 凝集膜 + 活性炭				No. 1 : 加圧浮上 + 脱窒 + ばっ気 + 硝化 + 沈殿 + 凝集沈殿, 膜分離 + ろ過活性炭 No. 2 : ばっ気 + 硝化 + 膜分離 No. 3 : 加圧浮上 + 脱窒 + ばっ気 + 硝化 + 生物膜 + 凝集膜 + 活性炭			
工事着手予定年月日		-				許可後直ちに			
工事完成予定年月日		-				着手後約7箇月			
使用開始予定年月日		-				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時に施設において特定される汚染物質並びに排水等の通常の値及び最大値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³ / 日)	245	280	245	280	305	350	305	350
	p H	3.5 ~ 8.6	3.5 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	同左			
	B O D (mg / ℓ)	2,000	2,500	8	10				
	C O D (mg / ℓ)	500	600	8	10				
	S S (mg / ℓ)	1,000	1,500	10	20				
	油 分 (mg / ℓ)	500	500	1	1				
	T - N (mg / ℓ)	30	60	4	5				
	T - P (mg / ℓ)	20	30	2	2				
	大腸菌群数 (個 / cm³)	10,000	10,000	2,000	3,000				

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	笠岡湾系			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	90	155	150	225
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/ℓ)	8	10		
COD (mg/ℓ)	8	10		
SS (mg/ℓ)	10	20		
油分 (mg/ℓ)	1	1		
T-N (mg/ℓ)	4	5		
T-P (mg/ℓ)	2	2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成28年1月29日から同年2月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

岡山県告示第三十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

生活支援センターいるかの家

2 所在地

浅口市寄島町一六〇八九・一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福嶋医院

2 主たる事務所の所在地

浅口市寄島町三〇七二

三 廃止年月日

平成二十七年十二月三十一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇〇一四

五 事業の種別

放課後等デイサービス

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

岡山県告示第三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

吉井ホームヘルプステーション

2 所在地

赤磐市周匝一三六番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市河本七七八・一

三 廃止年月日

平成二十七年十二月三十一日

四 事業所番号

三三一一三〇〇五一

五 サービスの種類

重度訪問介護

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

岡山県告示第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

相談支援事業所 さんらいず

2 所在地

井原市井原町一六六五・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人太陽の会

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町一六六五・一

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 事業所番号

三三三〇七〇〇〇三四

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

岡山県告示第四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こどもの森 みさき

2 所在地

久米郡美咲町小原一二一七・二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さとみ

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町原田四三四六・一

三 指定年月日

平成二十七年十一月一日

四 事業所番号

三三五三八〇〇〇一八

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コスモたましま

2 所在地

倉敷市玉島乙島一七一・五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社NKコーポレーション

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

2 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島乙島一七一・五

3 指定年月日

平成二十七年十二月一日

4 事業所番号

三三五〇二〇〇五〇一

5 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

夢門塾ゆうゆう井原

2 所在地

井原市西江原町九三五・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

介護福祉サービス株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市新市町新市八八八番地

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇五四

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みずたま

2 所在地

高梁市伊賀町八番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人color

2 主たる事務所の所在地

高梁市伊賀町八番地

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 事業所番号

三三五〇九〇〇〇一九

五 事業の種別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みずたま 本町

2 所在地

高梁市本町三三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人color

2 主たる事務所の所在地

高梁市伊賀町八番地

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 事業所番号

三三五〇九〇〇〇四三

五 事業の種別

保育所等訪問支援

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ドルフィンリビングサポート井原

2 所在地

井原市岩倉町三四二・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ドルフィン・エイド

2 主たる事務所の所在地

倉敷市新倉敷駅前三丁目一一一番一号

三 指定年月日

平成二十八年一月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇六二

五 事業の種別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ぐんぐんびつぴ

2 所在地

赤磐市立川四四四・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人岡山県自閉症児を育てる会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市和田八〇六

三 指定年月日

平成二十八年一月一日

四 事業所番号

五	三三五一三〇〇五二
事業の種類別	
児童発達支援	

岡山県告示第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

美作市立大原病院

2 所在地

美作市古町一七七一・九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

美作市

2 主たる事務所の所在地

美作市栄町三八・二

三 指定年月日

平成二十七年十一月一日

四 事業所番号

三三一一五〇〇一三〇

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホーム友縁会

2 所在地

赤磐市桜が丘東六・六・三三六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社友縁会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西四・一二・一〇

三 指定年月日

平成二十七年十一月一日

四 事業所番号

三三二一三〇〇二六

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グリーン

2 所在地

赤磐市桜が丘西五丁目七・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社一耕史

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東一丁目一・八四五サンライズフェアスカイ二〇一号

三 指定年月日

平成二十七年十二月一日

四 事業所番号

三三二一三〇〇一七六

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション総社

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

2 所在地

総社市井尻野三三三・三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さんあい

2 主たる事務所の所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二丁目八番二号

三 指定年月日

平成二十八年一月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四三二

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

2 所在地

真庭市下湯原五六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

真庭市

2 主たる事務所の所在地

真庭市久世二九二七・二

三 指定年月日

平成二十八年一月一日

四 事業所番号

三三一四〇〇二五七

五 サービスの種類

短期入所

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称
ヘルパーステーションふぁーすと
 - 2 所在地
都窪郡早島町前潟一〇八・三・一〇三
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称
有限会社ファースト
 - 2 主たる事務所の所在地
都窪郡早島町前潟一〇八・三・一〇三
- 三 指定年月日
平成二十八年一月一日
- 四 事業所番号
三三一二六〇〇七九
- 五 サービスの種類
居宅介護、同行援護

岡山県告示第四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年一月十九日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師		
指定医師名	診療科目	医療機関の名称
石川 久	肝臓	石川病院
所 在 地		津山市川崎一三〇三
舘 俊 廣	聴覚・平衡	高梁中央病院
		高梁市南町五三
永 廣 格	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸	浅口市鴨方町鴨方一八三七・一
小 野 智 毅	肢体不自由	赤磐市下市一八七・一
二 指定を辞退した医師		
指定医師名	診療科目	医療機関の名称
加見谷 将 人	肢体不自由、音声・言語・そしゃく	高梁中央病院
		高梁市南町五三

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

岡山県告示第四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ナースケア楽木

2 所在地

岡山県津山市二宮六五六番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社イシンホールディングス

2 所在地

岡山県津山市二宮六五四番地の四

三 廃止年月日

平成二十八年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一〇

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

岡山県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市東区瀬戸町塩納字西山一一八一の一四から一一八一の一六まで、字矢無坂一九二の三、字高尾一九三の四、一九三の五、二〇二の二、字妙見堂二〇九の四、一一一一の二、一一二二の三、一二二七の三、一二一八の一、一二一八の二、字上ノ山一二二二の一六、一二二二の一八、字大谷二二三七の一八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岡山県告示第四十五号

平成二十八年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

ロ 直前決算における自己資本額

ハ 直前決算における機械設備等の価額

ニ 直前決算における流動比率

ホ 申請時における従業員数

ヘ 申請時までの営業年数

ト 男女共同参画の推進状況

チ 障害者雇用の状況

リ 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五十万円未満 二百五十万円未満	五十点以上七十点未満	B
五十点未満		C

3 資格審査の結果の通知

1 及び 2 による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
- 2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

イ 申請書

ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

ハ 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
ヘ 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三箇月以内における営業の事実を証する書類）

ト 印鑑登録証明書

チ 誓約書

リ 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

ヌ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

ル 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

ヲ その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十八年二月一日から同月二十二日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA4サイ

ズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十八年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十年一月中に行う予定の平成三十年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六・二二六・七五三八）

岡山県告示第四十六号

平成二十八年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前の事業年度における売上高
ロ 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額

ハ 直前決算における流動比率

ニ 申請時における従業員数

ホ 申請時までの営業年数

ヘ 男女共同参画の推進状況

ト 障害者雇用の状況

チ 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権

限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付け区分を付された者を入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総 合 点 数	格付区分
制限なし	六十点以上	A 級
五百万円未満	四十点以上六十点未満	B 級
二百万円未満	四十点未満	C 級

3 資格審査の結果の通知

1 及び 2 による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1 に掲げる者が知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5 に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5 又は 6 に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

イ 申請書

ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

ハ 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書へ 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三箇月以内における営業の事実を証する書類）

ト 印鑑登録証明書

チ 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

リ 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
又 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
ル その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の

提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十八年二月一日から同月二十二日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに二百五十円分の切手を貼ったA4サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十八年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十年一月中に行う予定の平成三十年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六・二二六・七五三八）

〔二六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

岡山県行政ネットワーク接続クライアントPC管理システム構築業務 1式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び岡山県行政ネットワーク接続クライアントPC管理システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書において指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成27年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第39号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県県民生活部情報政策課システム管理班

電話 086 - 226 - 7266（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県県民生活部情報政策課システム管理班

電話 086 - 226 - 7266（直通）

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年1月29日（金）から同年2月22日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

また、岡山県県民生活部情報政策課のホームページ（<http://www.pref.okayam>

a.jp/soshiki/201) からダウンロードすることもできる。

ウ その他

仕様書の交付時に、機密保持誓約書を提出すること。また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに仕様書を返却すること。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成28年1月29日（金）から同年2月22日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成28年3月10日（木）午前11時

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒

に 1 (1) の件名及び(1) の日時を記載したものに限る。) をもって平成28年 3 月 9 日 (水) の午後 5 時まで に到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の 5 以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則 (昭和61年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。) 第131条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第 1 項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申出書を提出した者は、平成28年 3 月 9 日 (水) までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他
詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be serviced :
Setup and license purchase trust of the AssetView software

(2) Service period :
From the contract date through March 31, 2016

(3) Time limit of tender :
11 : 00 A.M. 10 March, 2016

(4) Contact point for the notice :
Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi , Okayama - ken, 700 - 8570 ,
Japan

TEL : 086 - 226 - 7266

（二十）政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年一月二十九日

岡山市知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

Windows Server 2012 接続ライセンス (CAL) 9,500ライセンス

(2) 調達の内容等

入札説明書及びWindows Server 2012 接続ライセンス (CAL) 調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成28年 3月31日

(4) 納入場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県県民生活部情報政策課

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がA

であるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課システム管理班

電話 086 - 226 - 7266（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課システム管理班

電話 086 - 226 - 7266（直通）

電子メールアドレス johno@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年1月29日（金）から同年2月22日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

また，岡山県民生活部情報政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもできる。

（3）入札説明会

開催しない。

（4）入札参加申込手続

この入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申込書を提出しなければなら
ない。

ア 提出期間

平成28年1月29日（金）から同年2月22日（月）まで（県の休日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

（1）の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5（2）において同じ。）

5 入札

（1）開札の日時及び場所

平成28年3月10日（木）午前10時

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

（2）入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が（1）
の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし，代理人が持参する場合は，本
人からの委任状を持参し，入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして，4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に1(1)の物品名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって平成28年3月9日（水）の午後5時までには到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金

この入札に参加する者は，入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において，岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお，次のいずれかに該当する場合には，財務規則第133条の規定により，入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し，かつ，落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して，これらを全て誠実に履行し，かつ，落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は，契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において，財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし，財務規則第155条の規定により，契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申込書を提出した者は，平成28年3月9日（水）まで

の間において，契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には，それに
応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義
務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る
入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低
の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Windows Server 2012 CAL 9,500 licences

(2) Delivery date :

31 March, 2016

(3) Delivery place :

Information policy section, Citizens services department, Okayama

Prefectural Government

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi , Okayama - ken, 700 - 8570 ,

Japan

(4) Time limit of tender :

10 : 00 A.M. 10 March, 2016

(5) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama

Prefectural Government

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi , Okayama - ken, 700 - 8570 ,

Japan

TEL : 086 - 226 - 7266

（二八）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十七年十二月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島8256番地69	同 左	60%魚粉	平成27年12月	粗たん白質，粗灰分	無
西日本飼料（株） 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	日清丸紅印配合飼料 種豚用 しゅとん授乳期	平成27年11月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， T D N	無
同 上	同 左	日清丸紅印配合飼料 成鶏用 ネオ成鶏中期	平成27年11月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， M E	無
J A西日本くみあい飼料（株）水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地	同 左	くみあい配合飼料 種豚プラス72	平成27年11月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， T D N	無
同 上	同 左	くみあい配合飼料 I P愛産マッシュ18	平成27年11月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， M E	無
小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友436番地1	同 左	マルコ印 60%飼料用魚粉	平成27年10月	粗たん白質，粗灰分	無
日本農産工業（株）水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印子豚育成用配合飼料 エコスパート	平成27年12月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， T D N	無
同 上	同 左	ノーサン印ブロイラー肥育前期用配 合飼料 セットアップ	平成27年11月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， M E	無
中部飼料（株）水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同 左	マル中印ほ乳期子豚育成用配合飼料 カムカム	平成27年11月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， T D N	無
同 上	同 左	マル中印ブロイラー肥育前期用配合 飼料 スーパーK	平成27年11月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， M E	無

〔二九〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。
平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等 級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
31533030001	コツワルド - W 5 0 0 0 1 4	その他	H26. 10. 10	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31433050002	コツワルド - W P W R 1 1 5 0	大ヨークシ ヤー種	H25. 2. 23	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
11454215842	美津之国	黒毛和種	H26. 8. 4	愛媛県新居浜 市			級外	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11374873498	百合高	黒毛和種	H26. 11. 8	岡山県津山市	百合茂	たかみず 8 0 の 3	2 級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31533040001	ゼンノー デー ヒガシ 1 5 4 0 3 7 0 1	デュロック 種	H27. 2. 20	岩手県岩手郡 雫石町	ゼンノー デー ヒガシ 1 3 2 0 3 6 2 5	ゼンノー デー ヒガシ 1 2 4 0 1 6 3 6	2 級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31533040002	ゼンノー デー ヒガシ 1 5 3 0 3 7 0 8	デュロック 種	H27. 2. 19	岩手県岩手郡 雫石町	ゼンノー デー ヒガシ 1 3 2 0 3 2 0 8	ゼンノー デー ヒガシ 1 3 1 0 2 1 2 7	2 級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31533040003	スモークーカメザワシマザ キ 8 0 0 4 - 0 4	パークシヤ ー種	H27. 3. 9	宮城県白石市	スモークーキワシマシマ ザキ 8 - 2	カメザワケテルシマザキ 4 - 1	2 級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所

〔三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

茂曾路沖川（農業基盤整備促進（農業用排水施設）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年一月二十九日から同年二月十九日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区支線58号（農地耕作条件改善（農業用排水施設）事業）

西七区支線73号（ ）

西七区支線86号（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

五
縦覧の場所

平成二十八年一月二十九日から同年二月十九日まで

岡山県備前県民局農林水産事業部

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

〔三一〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条
 第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年一月二十九日

一 農用地利用配分計画の概要

岡山県知事 伊原木 隆 太

貸借権の設定等を受ける者		住所		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称		住	所		
松岡 衣里	岡山市北区建部町大田四三九〇一			岡山市北区建部町桜字下四振一九九三一他八筆	
アット・ファーム・倉敷株式会社	倉敷市真備町市場九五八一			岡山市北区下土田字下蛭田一五四他八筆	
小橋 久宣	岡山市北区平野二八			岡山市北区西花尻字奥谷八三三他五筆	
農事組合法人 おぐらアグリ きずな会	岡山市北区建部町小倉三五八一			岡山市北区建部町小倉一〇四九他二筆	
株式会社夢ファーム	岡山市東区西大寺五明五四			岡山市東区西大寺五明字屋敷西四一四他二十四筆	
佐近 貢	岡山市東区瀬戸町坂根二一七			岡山市東区瀬戸町宗堂字新田一四九一二他一筆	
入矢 陽利	岡山市東区瀬戸町森末五三一			岡山市東区瀬戸町坂根字中ノ町三六一一	
今中 偉人	三 岡山市東区東片岡一一五			岡山市東区正儀三一六五一	
岡崎 伴明	岡山市東区西幸西七八六			岡山市東区東片岡四五八一他二筆	
藤田 慧司	岡山市東区北幸田一五九			岡山市東区東幸崎三三六一他八筆	

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

石黒 吉浩	佐藤 守	水田 純	阿部 哲浩	株式会社岡本 農産	古家野 靖	小寺慎太郎	槌田 正則	株式会社こば やし農園	安川 守	佐藤 匡	松浦 輝久	原崎 奨太	小林 泰司	農事組合法人 錦イースト	
六八	岡山市中区倉田六二〇	○ 岡山市中区国府市場五三	岡山市中区桑野三五二ガ ーデングラス桑野Ⅰー三 〇一号	岡山市南区藤田二四五七 ー八	岡山市南区宗津八〇	岡山市南区内尾三四三	岡山市南区藤田五三五	岡山市南区西七区一九六	岡山市南区藤田三六九ー 一四	岡山市南区藤田一八九	岡山市南区藤田三八九	岡山市南区東畦八一九	岡山市南区西七区三二七	岡山市南区藤田六九九	ー一
他一筆	岡山市中区倉富字五割四三五ー一他三筆	岡山市中区国府市場字廻シ田六二二	岡山市中区沖元字宮道北三九六一二他五 筆	岡山市南区藤田字錦二〇七七ー一他一筆	岡山市南区西高崎字川崎七七ー一二他三 筆	岡山市南区内尾三六七ー三	岡山市南区東畦七九二ー二他二筆	岡山市南区西七区二二一ー三他六筆	岡山市南区藤田字都三六九ー六	岡山市南区藤田字都二九一ー四他一筆	岡山市南区藤田字都二三〇ー三〇他三筆	岡山市南区東畦七九一ー一他七筆	岡山市南区西七区三九九ー五他四筆	岡山市南区藤田字錦六一七ー六他十筆	

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

大倉 武史	瀬戸内市邑久町尾張一〇〇〇一	瀬戸内市邑久町尾張字向田九〇四一他二筆
津島 義憲	赤磐市上市一六三	赤磐市由津里字真谷一六三八他五筆
岩藤 英彦	赤磐市東軽部一〇二七	赤磐市由津里字森二〇六一一他三筆
八代 政敏	赤磐市西中一四七	赤磐市沼田字五反田七八二一
堀内由希子	岡山市中区原尾島三丁目九一三五一六号	赤磐市由津里字窪之上八七四一他一筆
東山 洋	岡山市中区櫓一五五一サイコーポ一〇三号	赤磐市可真上一五七二他一筆
砂子 拓哉	和気郡和気町吉田一一四〇	和気郡和気町吉田字四ツ辻一四四五一他三筆
農事組合法人服部営農組合	倉敷市真備町服部一六	倉敷市真備町服部字原三八七九
農事組合法人池田中央営農組合	総社市榎谷三三〇一	総社市榎谷字宮ノ端三七七一他百三十一筆
内田 誠	新見市神郷下神代三四四三	新見市神郷下神代字縄手ノ下一四〇三一他二筆
森 義昭	新見市哲西町八鳥八四二	新見市哲西町八鳥字下ノ谷一一三一他六筆
大原天津夫	新見市神郷高瀬二七六六一二	新見市神郷高瀬字新田三三〇一一他二十五筆
上原 正博	新見市哲西町矢田二五九四一四	新見市哲西町畑木字大久保四五九一一
株式会社米見	新見市哲西町大野部四九四五	新見市哲西町畑木字青谷一七四八他十一筆

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

農事組合法人 矢掛スマート アグリ	小田郡矢掛町里山田一七八三一	小田郡矢掛町里山田一七八四十五筆
渡辺 卓司	○ 小田郡矢掛町里山田三五	小田郡矢掛町里山田字一ノ口一四一他三十一筆
池田 道孝	九〇 小田郡矢掛町里山田一五	小田郡矢掛町里山田字八反田六三四一他三十六筆
岸野 榮治	八三一 小田郡矢掛町里山田一七	小田郡矢掛町里山田字五反田二〇七一他十一筆
土屋 憲一	九五 小田郡矢掛町里山田二二	小田郡矢掛町里山田字一ノ口一八一他二十七筆
農事組合法人 中宮農組合	小田郡矢掛町中五〇〇	小田郡矢掛町中字原一八一他百四十一筆
有限会社サト ー総業	小田郡矢掛町本堀五六七	小田郡矢掛町浅海字矢神沖四二八一他五十六筆
農事組合法人 矢神毎戸営農 組合	小田郡矢掛町浅海七四〇 一四	小田郡矢掛町浅海字毎戸一七八他百五筆
農事組合法人 フレンジファ ーム福井	津山市福井二〇二二一四	津山市池ヶ原字八反双一〇六〇一他十五筆
中西 啓	津山市南方中五四二一	津山市油木北字横田二二一他五筆
合資会社みか づき営農	津山市戸脇一二六三	津山市神戸字宮後五九九一三他二筆
早瀬 修次	津山市大篠七二七一五	津山市大篠字八ヶ坪一四四五一二他三筆
安藤三千久	津山市宮尾一〇七〇	津山市宮尾字丸山七二六一一他三筆

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

三宅 勝美	高山 勝好	農事組合法人 ECOファーム	農事組合法人 エイケイファーム	藤田日出美	藤田 李彦	農事組合法人 アクト神代村	厨子 守久	木多 弘	中村 泰廣	内田 芳裕	仁木 健祐	青山 信夫	井上 進	土井 盛夫	中村 和道
津山市瓜生原三七四	津山市綾部二二五六	津山市津山口五八一九	津山市安井一一六	津山市加茂町宇野八五八一	岡山市北区津島東三一三一二一二	津山市神代一四〇一	津山市大吉二六九一九	津山市下高倉東九三三四	津山市桑上三一一〇	津山市新野山形四〇五一	津山市山方一三八五	津山市久米川南二八四一	津山市里公文二一四	津山市杉宮三七七	津山市国分寺六八六一
津山市瓜生原字天田四九〇他一筆	津山市綾部字綾部東九七一他七筆	津山市山形字若宮四九二一一他二筆	津山市安井字大坪三二二三	津山市加茂町宇野字宮ノ本一四六二一一他五筆	津山市日上字河田一四七五一一三他二筆	津山市神代字一本松一八〇一一他百三十五筆	津山市市場字広谷二〇五三他二筆	津山市下高倉東字家長九四一一他五筆	津山市福田下字慶土一八七他二筆	津山市市場字境目三〇九他三筆	津山市東一宮字神元七七八一他一筆	津山市宮尾字五反田六四〇一一他三筆	津山市神代字市場一三六七一二他三筆	津山市市場字才目田一〇四一他六筆	津山市国分寺字曾根七三五他二筆

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

奥 浩輝	農事組合法人 豊沢宮農組合	高井 喜生	前原 要	農事組合法人 関本宮農組合	農事組合法人 西原宮農組合	農事組合法人 皆木宮農組合	皆木 一郎	國富 正浩	株式会社ライ スクロップ長 尾	農事組合法人 ビカリアの里	福本 泰夫	廣幡 公宏	杉山 治
勝田郡奈義町広岡一四三	勝田郡奈義町豊沢四四九 一	勝田郡奈義町関本六二八	勝田郡奈義町関本三一六	勝田郡奈義町関本二六八	勝田郡奈義町西原五三一 一	勝田郡奈義町皆木五四二 一	勝田郡奈義町皆木一二三 七	勝田郡奈義町柿九一〇	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡奈義町柿一一四八 一	勝田郡勝央町植月東二八 二九	勝田郡勝央町下町川九三 二	津山市瓜生原四二一―二
勝田郡奈義町広岡字カンガ坪七五六―一	勝田郡奈義町広岡字カンガ坪七五七他三 十一筆	勝田郡奈義町関本字シモダ一九一―他二 筆	勝田郡奈義町関本字ツエノモト五四三― 一他十一筆	勝田郡奈義町関本字アンメン五三三他五 十八筆	勝田郡奈義町西原字トチ元一〇一九―一 他百四十一筆	勝田郡奈義町皆木字榎ヶ坪一一九―一他 七十八筆	勝田郡奈義町皆木字鴨ヶ瀬一五―一他十 八筆	勝田郡奈義町柿字金面源右衛門分二六二 一―他三十二筆	勝田郡奈義町柿字ハナト六八八他百八十 一筆	勝田郡奈義町柿字タイトウ田八八六他二 十六筆	勝田郡勝央町美野字国司七六四―二他一 筆	勝田郡勝央町下町川字天王一〇四〇―一 他一筆	津山市瓜生原字成甲五一五―一

平成28年1月29日 岡山県公報 第11756号

岡部 正則	勝田郡奈義町中島西二一〇―一	勝田郡奈義町中島西字高井手九八―二他二筆	他四十七筆
中村 義徳	勝田郡奈義町中島東五四五―一	勝田郡奈義町中島西字一反田一三―二他四筆	
安藤 正樹	勝田郡奈義町中島西九八四―一	勝田郡奈義町中島西字吉政屋敷七八―一他七筆	
農事組合法人中島西宮農組合	勝田郡奈義町中島西一一六三	勝田郡奈義町荒内西字河原六六八―一他九十筆	
農事組合法人久常宮農組合	勝田郡奈義町久常三八―一	勝田郡奈義町柿字柳ヶ坪五二八―四他十七筆	
有宗 泰明	勝田郡奈義町滝本一二三八	勝田郡奈義町柿字柳ヶ坪五二八―二他六筆	
中井 泰洋	勝田郡奈義町豊沢七五七	勝田郡奈義町豊沢字西ノ畝七三七―一他四筆	
高取 道廣	勝田郡奈義町成松二二七一―一	勝田郡奈義町宮内字河原田三四―一他三筆	
農事組合法人高円宮農組合	勝田郡奈義町高円九二四一―一	勝田郡奈義町高円字高石垣四九九他十三筆	
花房 則道	勝田郡奈義町荒内西一一〇	勝田郡奈義町荒内西字長通り三六六他二筆	

二 認可年月日

平成二十八年一月二十五日

三 申請年月日

平成二十七年十二月十八日

〔三二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 平成二十八年三月十五日（火曜日）十時から十七時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県農林水産総合センター森林研究所

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を管轄する県民局へ平成二十八年三月八日（火曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判の写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講料

1 受講申込書に、受講料一万四千百円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 既に納付した受講料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二三六・七四五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

〔三三〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

- | | |
|----------------------|-------|
| 岡山県浅口市寄島町一三八番地一 | 應本 正俊 |
| 岡山県倉敷市連島町鶴新田二七九二番地一 | 大豆寄新一 |
| 岡山県笠岡市真鍋島四〇四五番地 | 久一 博史 |
| 岡山県笠岡市入江二六〇番地三 | 高森 宏 |
| 岡山県笠岡市大島中一八四三番地 | 浅野 憲城 |
| 香川県小豆郡土庄町小江一八一四番地 | 九富 公喜 |
| 岡山県備前市日生町寒河二四五八番地一六〇 | 櫻井 弘行 |
| 岡山県倉敷市玉島黒崎五〇八七番地八 | 魚谷 昌義 |
| 岡山県笠岡市北木島町七八八七番地 | 畦坪 孝弘 |

二 期日

平成二十八年二月二十三日午前九時三十分から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県庁七階水産課会議室

〔三四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市全域	測 量 区 域
公共測量（道路計画）	測 量 の 種 類
平成二十八年一月十九日から 同年三月二十五日まで	測 量 期 間

〔三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南三九九・七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一三四八あびこハイツA・一〇二

横田 大輔

三 許可番号

岡山県指令建指第二六三号

〔三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字郷ノ本二〇六二・一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市有城五九三

有限会社トリオ不動産

代表取締役 浅野 義仁

三 許可番号

岡山県指令建指第一八六号

〔三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字郷ノ本二〇六二、一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市有城五九三

有限会社トリオ不動産

代表取締役 浅野 義仁

五 許可番号

岡山県指令建指第一八六号